

大口町有料広告掲載事業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業の振興のため、町の財産を広告媒体とした有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。

ア 町コミュニティバス車両及びバス停標識

イ 町のホームページ

ウ 町が発送する封筒及び窓口封筒

エ その他町長が必要と認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 主管課 広告媒体を所管する課をいう。

(広告掲載の対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載の対象としない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 基本人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 個人又は法人の名刺広告

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが不適当であると
町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は別に定める。

(広告の種類等)

第4条 広告の種類、規格、掲載期間、掲載料及び募集方法については、当該広告媒体ごとに主管課長が決定するものとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告の募集は、大口町ホームページ、広報おおぐち等により行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、有料広告掲載申込書（様式第1。以下「申込書」という。）に掲載しようとする廣告案を添えて、主管課に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、有料広告掲載可否決定通知書（様式第2）により、広告掲載申込者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により広告掲載可の決定を受けた者（以下「廣告主」という。）と広告掲載契約を交わすものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 广告主は、町が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の提出)

第9条 广告主は、町が指定する期日までに広告掲載に係る原稿を提出しなければならない。

2 主管課長は、前項による広告原稿の提出があったときは、その内容が第6条による広告掲載の申込み時における廣告案と相違ないことを確認するものとする。

(廣告主の責務)

第10条 广告主は掲載した広告内容について一切の責任を負うものとする。

2 広告の作成費用は、廣告主の負担とする。

3 第7条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は継承させてはならない。

4 広告の掲載により第三者に損害等を与えた場合は、廣告主において解決しなけ

ればならない。

5 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定する屋外広告物に該当する場合は、愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号)に規定する許可を受けなければならない。

(広告の掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載する旨の決定を取り消すことができる。この場合において、町長は広告主に生じた損害について賠償の責めを負わない。

- (1) 第3条第1項及び第2項に違反があったと認めるとき。
- (2) 広告掲載料が、町が指定する期日までに納付されないとき。
- (3) 広告原稿が、町が指定する期日までに提出されないとき。
- (4) 広告原稿が、広告案と著しく相違するとき。
- (5) その他町長が広告の掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第12条 納入された広告の掲載料は返還しない。ただし、決定された広告掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、掲載料を返還する。

2 前項の場合において1月に満たない端数がある場合の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、10円未満は切り捨てるものとする。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則(平成19年11月19日 大口町告示第108号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 大口町コミュニティバスに係る有料広告掲載要綱(平成19年大口町告示第80号)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に大口町コミュニティバスに係る有料広告掲載要綱第

6条の規定により有料広告掲載の決定を受けている者は、第7条による広告掲載可の決定を受けた者とみなす。

附 則（平成21年3月27日 大口町告示第27号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第46号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

有料広告掲載申込書

年　月　日

大口町長 様

申込者 住所（所在地）

氏名（名 称）

電話番号

FAX番号

E-mail

代表者職氏名

担当者氏名

大口町有料広告掲載事業に関する要綱第6条の規定に基づき、広告案を添えて、次のとおり申し込みます。

広告の種類	
広告媒体	
掲載期間	
広告掲載料	
備考	

様式第2（第7条関係）

有料広告掲載可否決定通知書

年　月　日

様

大口町長

印

年　月　日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

決定区分 掲載する

掲載しない

(掲載しない場合の理由)

広告の種類

広告媒体

掲載期間 年　月　日から 年　月　日まで

広告掲載料 金 円

納付期限 年　月　日